

各県の老人福祉圏域等

(各県の第6期介護保険事業支援計画より抜粋)

3. 圈域の設定

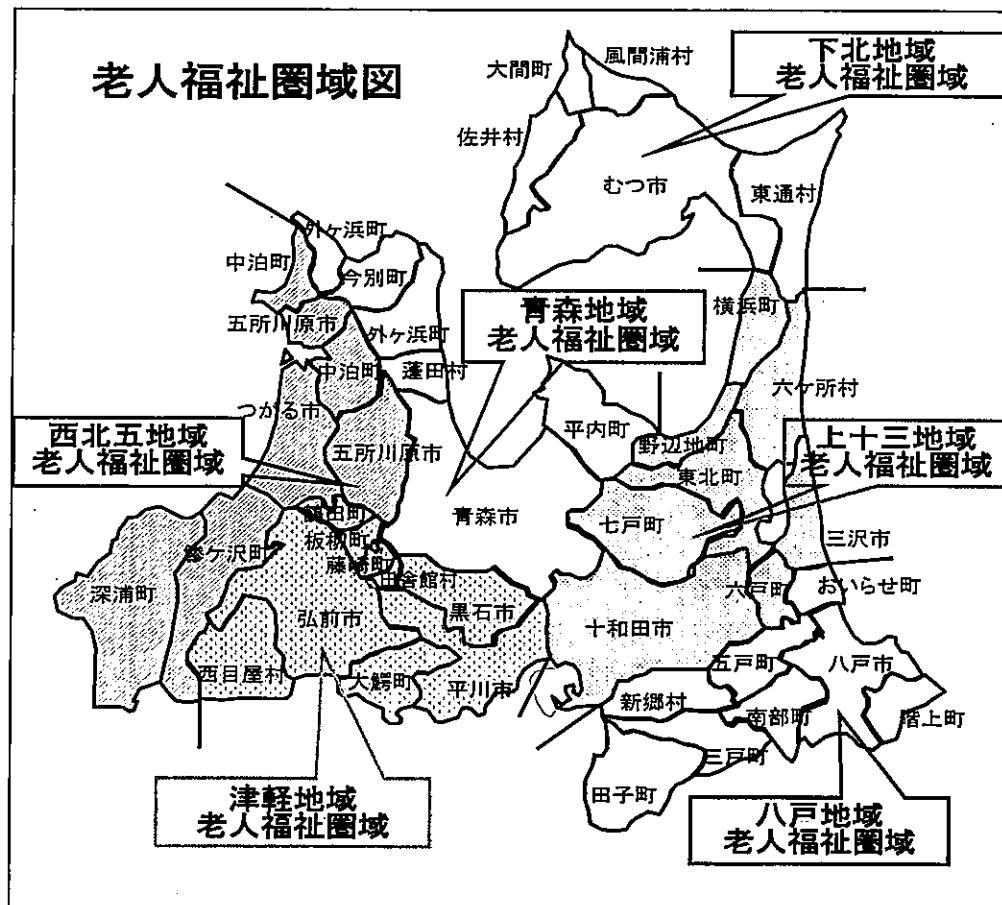
老人福祉法及び介護保険法の規定に基づく圏域は、保健・医療・福祉の連携を確保するため、前回策定のプランと同様に、青森、津軽、八戸、西北五、下北及び上十三の6つの老人福祉圏域とします。

なお、この圏域は、青森県保健医療計画の二次保健医療圏域と一致します。

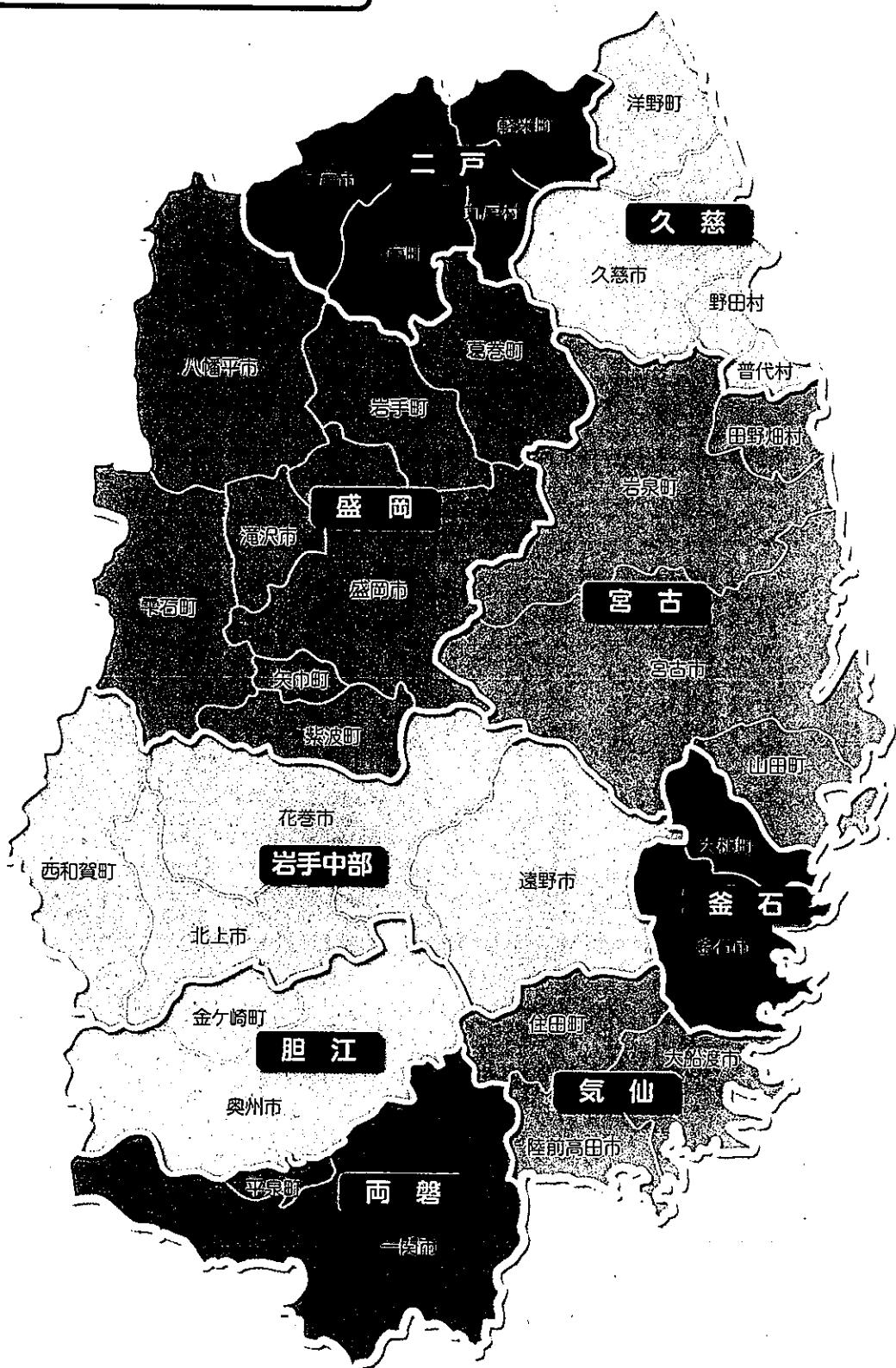
※圏域名は以下単に「青森圏域」のように表記します。

圏域名	構成市町村数	圏域人口(人)	構成市町村名
青森地域 老人福祉圏域	1市3町1村	314,212	青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村
津軽地域 老人福祉圏域	3市3町2村	294,242	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、西目屋村、板柳町
八戸地域 老人福祉圏域	1市6町1村	325,957	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町
西北五地域 老人福祉圏域	2市4町	134,993	五所川原市、つがる市、鶴ケ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
下北地域 老人福祉圏域	1市1町3村	75,787	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
上十三地域 老人福祉圏域	2市5町1村	177,284	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
計	10市22町8村	1,322,475	

※圏域人口は、県人口移動統計調査(平成26年9月1日現在)による。



高齢者保健福祉圏域図

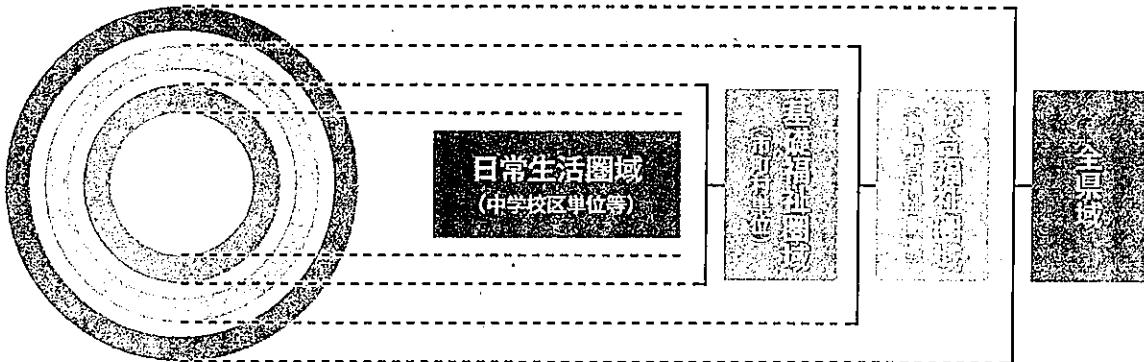


第4項 高齢者福祉圏域

(1) 圏域設定の考え方

私たちの日常生活は、様々に重なり合う生活圏域の広がりの中で営まれています。高齢者福祉施策を展開する上でも、内容に応じて、こうしたいくつの圏域を踏まえて効果的に進める必要があります。

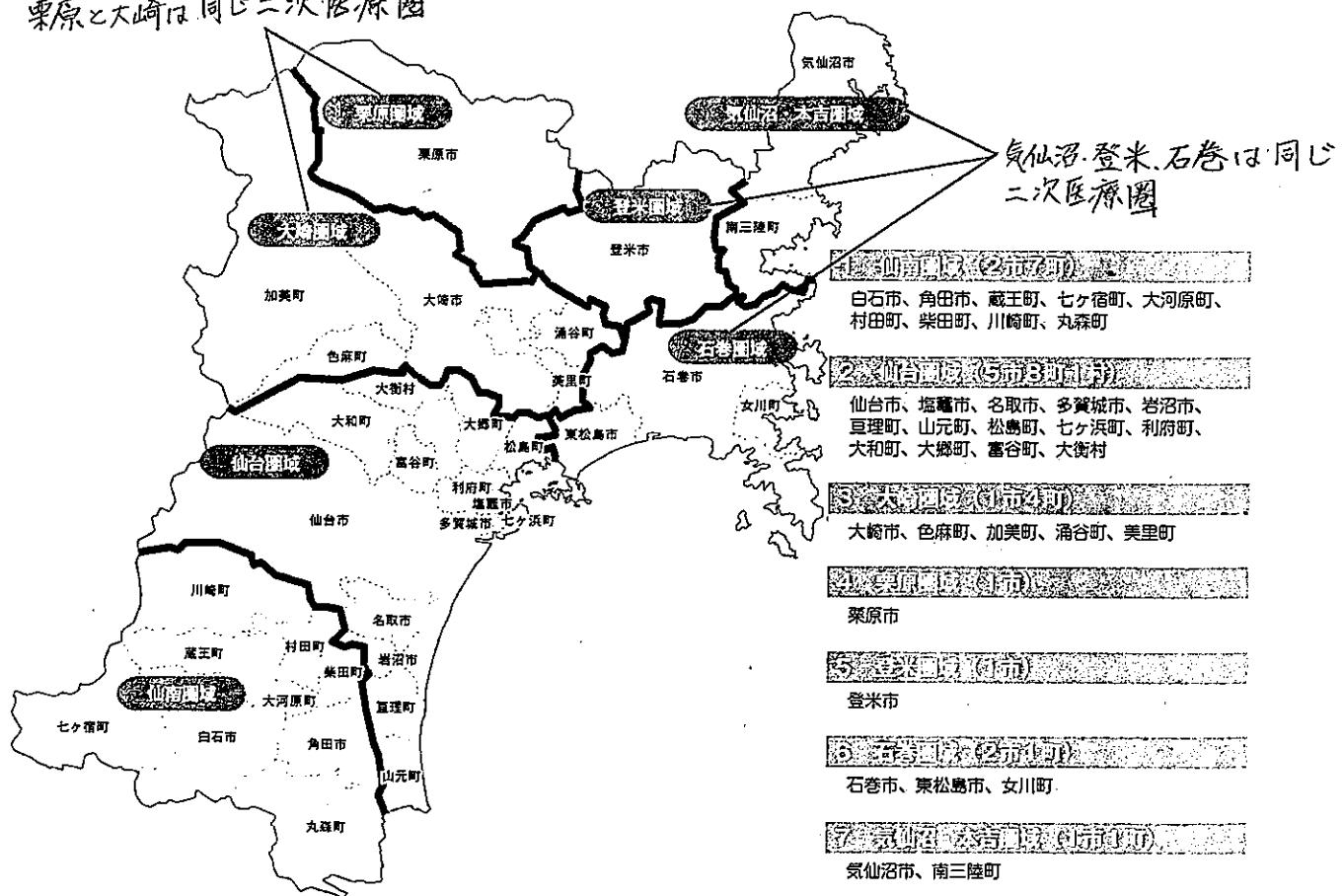
ここでは、基本的な圏域として次の4種類を想定しています。



(2) 高齢者福祉圏域の設定

市町村の人口規模、既存施設の状況、行政機関の管轄地域、広域市町村圏及び日常の生活圏、宮城県地域医療計画の二次医療圏等を勘案して、次のとおり7圏域としています。

栗原と大崎は同じ二次医療圏

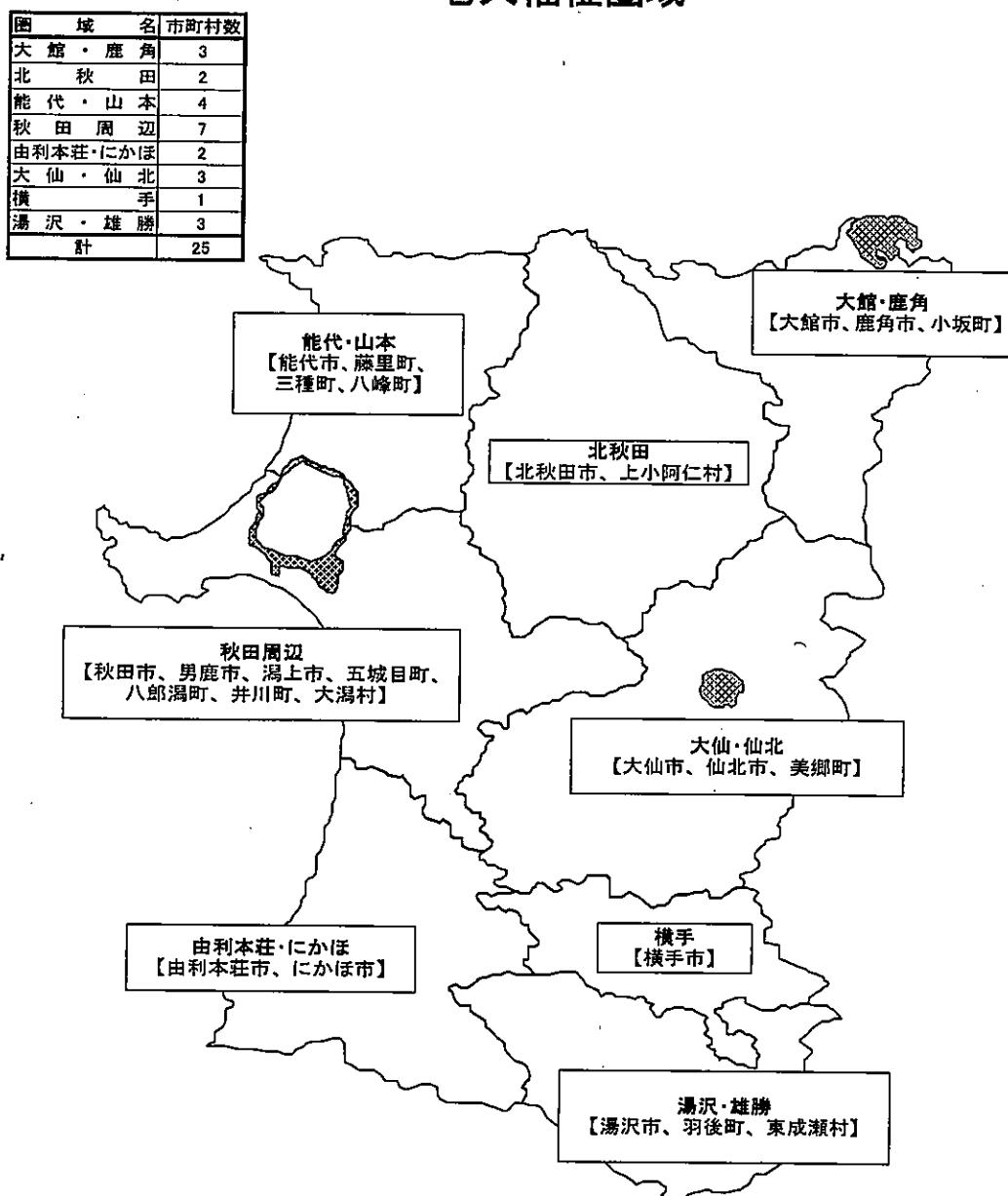


秋田県

4節 老人福祉圏域の設定

- 高齢者の誰もが、どこでも、いつでも、必要な福祉・保健・医療サービスを受けられるためには、福祉・保健・医療資源を効率的かつ適正に配置し、相互の機能分担と連携を推進していく必要があります。
- そのため、この計画における老人福祉圏域は、「秋田県医療保健福祉計画」に定められている八つの二次医療圏（市町村の区域を越えた広域の調整を図る地域的単位）と一致させて設定した圏域ごとに、福祉サービスの確保や介護保険の対象となるサービス量を見込みます。

老人福祉圏域



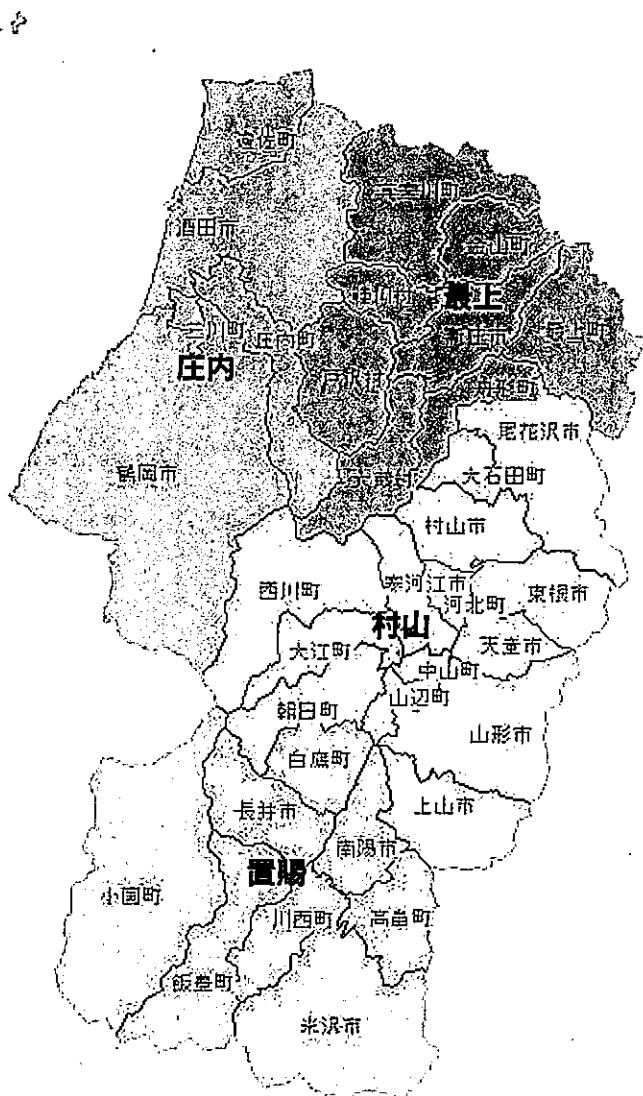
山形県

7 老人保健福祉圏域の設定

(1) 設定の考え方

介護保険事業支援計画では、介護給付等対象サービスの種類ごとの見込みを定める単位となる圏域を定めることとされており、これを老人保健福祉圏域（老人福祉法第20条の9第2項に規定する区域をいう。）として取り扱うものとされています。

本計画においては、「第6次山形県保健医療計画」で定める二次保健医療圏域（医療法第30条の4第2項第10号に規定する区域をいう。）と整合性を図り、医療及び介護について総合的な確保を推進するために、「村山老人保健福祉圏域（村山圏域）」、「最上老人保健福祉圏域（最上圏域）」、「置賜老人保健福祉圏域（置賜圏域）」、「庄内老人保健福祉圏域（庄内圏域）」の4つを老人保健福祉圏域と定めます。



福島県

福島県の高齢者福祉圏域

